

サンプリング方法の見直しについて（案）

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会

※ 第5回検討会資料から委員の意見等を踏まえた変更を見え消しで記載

~~【内容】~~

- 1 サンプリング方法について、国が標準抽出方法（平成 13 年農林水産省告示第 443 号）に定める方法（以下、「従前方式」という。）とは別に、登録検査機関においての判断により、~~試料が特に均一であると認められるロット~~については、サンプリング回数を標準抽出方法（平成 13 年 3 月 22 日 農林水産省告示第 443 号）に定める回数（以下、「従前の回数」という。）よりも減らす方法（以下、「新方式」という。）を可能とする。（令和 3 年産米の農産物検査から可能となるよう、標準抽出方法を改正）

※ ISO の国際基準では、検査はロット単位として、ロットの均一性や管理状況を踏まえて「きつい検査」「なみ検査」「ゆるい検査」の検査水準を設けることや、結果を踏まえて必要に応じて「きつい検査」に切り替えることが一般的。

- 2 国は、どのような条件が整えば新方式によるサンプリングで問題がないのか登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示すこととする。このガイドラインは、以下を基本とし、生産者・実需者・消費者・国際的な規格の有識者・実務家の意見を聴いて策定する。

その際、そのロットの均一性等に関するデータを収集しつつ科学的な検証を進めることとし、従前方式の設定根拠（限界品質の発生率等）も確認しつつ、ガイドラインが国際的に整合のとれた抜き取り方式に準拠したものとなるよう留意する。

- ① 大規模乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）、大規模乾燥調製施設（ライスセンター）については、保管サイロ内や一時貯留サイロ（貯留ビン）内の品質が均一と考えられることから、これらの単位をロットとし、従前の回数よりも回数を減らした新方式によるサンプリングを可能とする。
ただし、新方式による検査を実施した際、施設や農業者の自己申告の信頼性が担保されないと登録検査機関が判断した場合（例えば、均一であるはずのサンプリング試料にバラツキがある場合）には、当分画の間、当該施設等については、従前方式のサンプリング方法に戻す。
 - ② 特定性能を持つ循環式乾燥機で、農業者が乾燥機毎のロット番号管理や乾燥方法等の記録を行っているもの（例えば、乾燥機毎にフレコンや米袋にナンバリングする等）については、一定要件を満たす循環式乾燥機内の品質が均一と考えられることから、この単位をロットとし、従前の回数よりも回数を減らした新方式によるサンプリングを可能とする。
ただし、新方式による検査を実施した際、施設や農業者の自己申告の信頼性が担保されないと判断された場合（例えば、均一であるはずのサンプリング試料にバラツキがある場合）には、当分画の間、当該施設等については、従前方式のサンプリング方法に戻す。
- 3 新方式は、従前方式と同様に、紙袋だけではなく、フレコンも対象とする。